

平成30年4回教育委員会会議定例会 議事録

午後 4時00分開会

1 日 時 平成30年4月26日(木)

午後 5時00分閉会

2 場 所 教育委員室

3 出席者 高田教育長, 梅田教育長職務代理者, 河埜内委員, 浅野委員, 市川委員,
中秋委員

4 説明員 中川教育次長兼教育振興課長, 吉本学校教育課長,
岡元文化生涯学習課長, 中原教育振興課教育企画係長

5 会議事件

付議案件

議案第29号 学校薬剤師の委嘱について

議案第30号 竹原市立学校学校評議員の委嘱について

議案第31号 竹原市結核対策委員会委員の委嘱について

議案第32号 竹原私立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改
正する規則案について

報告・協議 学校施設の耐震診断結果の公表について

○高田教育長 ただいまから, 平成30年第4回竹原市教育委員会会議定例会を開会いた
たします。はじめに, 議案第29号「学校薬剤師の委嘱について」を議題
といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○吉本課長 一般社団法人竹原薬剤師会から, 学校薬剤師変更届が提出をされたこと
に伴い, 竹原薬剤師会から推薦を受けた薬剤師片山康至さんに仁賀小学校
学校薬剤師を委嘱することについて承認を求めるものでございます。学校
薬剤師は, 学校保健安全法第23条第2項において, 大学以外の学校には
学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする, また第3項において, 学校
医, 学校歯科医及び学校薬剤師は, それぞれ医師, 歯科医師, 又は薬剤師
のうちから任命し, 又は委嘱するとされております。地方教育行政の組織

及び運営に関する法律第34条によりこのたび委嘱するものです。また、学校薬剤師の職務については、学校保健安全法施行規則により、学校保健計画及び学校安全計画の立案に参加することや、環境衛生検査等の職務に従事をいたします。以上です。

- 高田教育長 これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。
- 市川委員 この方はどこの薬局の方ですか。
- 浅野委員 薬剤師会は竹原と安芸津が一緒となっています。東広島は別の薬剤師会となります。おそらく竹原でされているかと思えます。
- 梅田教育長
職務代理者 店舗を持っておられなくても資格があれば良いのですか。
- 市川委員 店舗に勤めておられたら良いのでしょうか。
- 浅野委員 薬剤師会に入っているのであれば、店舗を持っていなくても、例えば安田病院に勤務されている人等いますが、そういう人達が薬剤師会に入っていたら、学校薬剤師の推薦があれば受けてもらうことになります。
- 河埜内委員 今回の方は、退任される理由は何ですか。
- 吉本課長 前任の方が、店も薬剤師も辞められたということを聞いています。先ほどの片山さんは安田病院のエンゼル薬局になります。
- 高田教育長 その他ございませんか。
- 梅田教育長
職務代理者 エンゼル薬局ということは、仁賀小学校以外も委嘱されていますか。任期が書いていないですが、任期はあるのですか。
- 吉本課長 任期というのは決まっています。
- 梅田教育長
職務代理者 学校医もですか。
- 浅野委員 任期は無いです。
- 吉本課長 あと2校、別の学校も委嘱されていると思います。
- 梅田教育長
職務代理者 学校薬剤師はどのような情報を発信していくのですか。

- 吉本課長 年間計画、学校の安全点検等に参与していただく、助言をしていただくということと、もうひとつ大きな仕事は、環境状況をチェックしていただくことがあります。各学校の二酸化炭素濃度等が適しているかを定期的に見るというものです。
- 市川委員 吉名学園の場合は、そのまま吉名小学校、吉名中学校を継続という形になるのですか。
- 吉本課長 そうです。
- 市川委員 ちなみに、吉名小学校も中学校も一緒の方がされるのですか。
- 吉本課長 そうです。
- 市川委員 吉名小学校の時は、学校歯科医が吉岡さん、学校薬剤師が有田さん、学校医が椎原さんに来ていただいていたいました。中学校も一緒だとしたら、そのまま異動ということですか。
- 浅野委員 学校医は違うのではないですか。
- 市川委員 義務教育学校となった吉名学園については、どうなるのですか。
- 吉本課長 吉名学園については、整理が必要かもしれません。
- 高田教育長 今まででは吉名小学校、吉名中学校にそれぞれおられたのが、義務教育学校になって、どうなるのかという整理ですね。
- 吉本課長 あくまで学校が変わったということで、再委嘱ということではないかということですね。
- 高田教育長 整理案件としてお願いします。
- 高田教育長 お諮りいたします。議案第29号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。
- 梅田教育長 はい。
職務代理者
- 河埜内委員 はい。
- 浅野委員 はい。
- 市川委員 はい。

○中秋委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって議案第29号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。続いて、議案第30号「竹原市立学校学校評議員の委嘱について」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○吉本課長 平成29年度末をもって、各学校の評議員の委嘱期間が任期満了になったことに伴い、今年度の学校評議員について、各校長から推薦がございましたので、承認を求めるものでございます。学校評議員制度につきましては、竹原市立学校学校評議員設置運営要綱に基づいて、各学校運営に関し、地域の意向を把握反映しながら、その協力を得るとともに、学校としての説明責任を果たし、地域に開かれた学校づくりを推進するため、小中学校全校に学校評議員を置いて、学校教育に資するというところでございます。委嘱に関わりましては、教育に関する識見を要する者の内から、校長が推薦し、教育委員会が委嘱します。委嘱期間については、委嘱の日から、委嘱の日の属する年度の末日までということになっております。役割につきましては、校長の求めに応じ、それぞれの責任において、学校運営や教育活動、学校と家庭や地域社会の連携に関すること等について意見を述べ、助言を行うといった内容でございます。あくまでも、校長の意思に基づいて意見を求め、アドバイスを求めていくといった制度でございます。名簿を見ていただいて、学区内の元校長、元PTA会長、民生委員児童委員、公民館長、自治会長等といった方々が名を連ねておられます。今年度、5名が新しく新任という形で入っておられ、全体としては延べ48名となっております。昨年と人数は変わりませんが、1校当たりでいうと、昨年度が、1校当たり3.69人でしたが、今年度は吉名小学校・吉名中学校が義務教育学校として1つになりましたので、そのことを踏まえると、全体では1校当たり4人ということになります。

○高田教育長 これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。

- 中秋委員 1学区に何人とは決まっていないのですか。
- 吉本課長 そうですね。
- 中秋委員 賀茂中学校は5人なので多いなと思いますが、決まりは無いのですね。最低の人数というのも無いのですか。
- 吉本課長 そうですね。
- 梅田教育長 学校長の推薦だとは思いますが、多いのが良いのか少ないのが良いのかが少し疑問に感じます。学校の規模でいうと、竹原中学校等はもう少し増やされても良いのではないかと思います。中秋委員はPTA会長として見て、学校評議員の人数についてある程度の思いがありますか。
- 中秋委員 あまり多くても、皆さん出席できるかどうかは限らないので、4人から5人が良いかとは思いますが。最低3名は出席して欲しいと考えます。
- 梅田教育長 職務代理者 そうですね、2人だと話がしにくいような気がします。
- 市川委員 忠海地区が少ないですね。小学校も中学校も同じ方ですよ。
- 梅田教育長 職務代理者 ここも5人から6人はおられてもおかしくないと思います。
- 高田教育長 忠海地区は去年もこの人数だったのですか。
- 吉本課長 そうです。
- 高田教育長 学校長にヒアリングをする機会がありますので、適切でない部分があれば議論をしていきたいと思っています。
- 梅田教育長 職務代理者 評議員会ではどのような話が出るのですか。
- 中秋委員 学校評価について、テーマに沿って、上半期と下半期それぞれで学校が求めるもの、教育をこういった風にしていきますということに対して、いろいろな施策や達成率等を見るなどし、意見を述べたりしています。
- 梅田教育長 職務代理者 教育方針などですか。

- 中秋委員 教育方針の目的に対して、ここが伸び悩んでいるという場合には、ここは良いけれど、ここはこういう風な指導をしたら良いのではないかとといったアドバイスをしていることもありました。
- 梅田教育長 職務代理者 では今回学力テストがあって、その結果に基づいて、いろいろ意見が出てくる可能性はあるのですか。
- 中秋委員 それはあります。
- 高田教育長 もともとこの制度が出来たのが、学校の中だけの尺度で考えていくことではなく、学校の教育者以外の方から、学校を良くするという発想の中で、違った角度から意見をいただくということなので、時には厳しい意見が出てもしかるべきで、ただそれは、学校を良くしていこうというところでは言っている方を校長としては推薦しているだろうと思います。そういう中では、どんどん率直な意見を言ってもらえる方がよろしいかと思えます。
- 高田教育長 お諮りいたします。議案第30号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。
- 梅田教育長 職務代理者 はい。
- 河埜内委員 はい。
- 浅野委員 はい。
- 市川委員 はい。
- 中秋委員 はい。
- 竹下教育長 御異議なしと認めます。よって議案第30号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。続いて、議案第31号「竹原市結核対策委員会委員の委嘱について」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。
- 吉本課長 竹原市結核対策委員会委員の委嘱についてでございます。竹原市結核対策委員会設置要綱第3条の規程によりまして、竹原市結核対策委員会委員

を委嘱することについて、承認を求めるものでございます。任期は2年となっておりまして、平成31年4月30日が任期満了となっておりますが、2名の委員の辞職に伴い、その後任に平成30年5月1日から平成31年4月30日の期間で委嘱するものでございます。設置要綱によりますと、委員は次に掲げる者の内から教育委員会が委嘱又は任命するというものであります。1つ目が竹原地区医師会代表、2つ目が学校医代表、3つ目が広島県西部東保健所長、4つ目が結核の専門家、5つ目が学校長代表1名、6つ目が養護教諭代表1名、7つ目が教育委員会関係者、8つ目がその他必要と認める者とあります。6名の方は継続なのですが、学校長代表、昨年度の吉名中学校二宮力校長から、今年度から吉名学園の亀井伸幸校長、それから教育委員会の関係者として、昨年度の九十九邦守から今年度から学校教育課長の吉本康隆に委嘱換えとなります。

○高田教育長

これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。

○梅田教育長

結核というのは、発生率というのは、結構あるのですか。

職務代理者

○浅野委員

新規の結核罹患者は大体2万人弱くらいです。全国で1万8千人とか1万9千人です。大都会に多い傾向となっています。

○梅田教育長

感染率が高いのですか。

職務代理者

○浅野委員

感染率が高いというより、感染はしていますが、皆が結核になるわけではなく、大体1割くらいの方が発症します。日本は蔓延国でも中ぐらいの中蔓延国ですから、結構多い国となっています。特に、高齢者の免疫力が落ちたときに感染していたのが、発症して新規に感染したとなってしまいますね。

○梅田教育長

ちなみに低学年や中学年から15歳未満のあたりはどうですか。

職務代理者

○浅野委員

そこは基本的にはほとんど無いです。ほとんど無いと言うのは、最近は

高蔓延圏から来ている人、例えば、ブラジルやペルーから来られている方もおられるので、問題にはなっています。子供たちも高齢者と一緒に免疫が弱いこともあるため、ピアノの先生が結核になっていて、教え子達が10人くらい感染したという話がありました。私達の頃は、最初ツベルクリンを打って、陰性だったらBCGを打っていましたが、今は違います。全てBCGをはじめから打っています。

○梅田教育長
職務代理者
それは陽性、陰性関係無くですか。

○浅野委員
関係なく、もうツベルクリンはしません。

○梅田教育長
職務代理者
結核は戦後が結構多かったですよね。

○浅野委員
多かったですね。

○梅田教育長
職務代理者
あの頃は蔓延国になっているのですか。

○浅野委員
そうですね。蔓延国というのはWHOがありますから、きっと戦後になっての話だと思います。蔓延国はおそらく、10万人当たり何人とか、10万人当たり20人超えるとか、30人超えるとかがあります。結核の少ない国では10万人当たり3人とかという値だったと思います。日本はまだ十数人位いるという話でした。

○梅田教育長
職務代理者
ちなみに竹原市で最近結核を発症したという話はあるのですか。

○浅野委員
それは無いと思います。以前は、結核対策委員会は毎年開催していましたが、何年前からか、発症した時だけ召集しようとなりました。委員は委嘱しておいて、必要に応じて召集しようということです。私は以前委員だったのですが、何年か前に中島先生へ代わりました。中島先生も会議に出席していないので、しばらくは結核対策委員会は行われていないはずです。

- 梅田教育長 ちなみに、両親とか家族の中で発症した方がおられたら、うつる可能性はあるということですか。
- 職務代理者
- 浅野委員 そういう時は、保健所が、相談を受けることになります。
- 梅田教育長 ちなみに、そういう事例があった場合には、子供の通学を控えることなどあるのですか。
- 職務代理者
- 浅野委員 排菌をしている人は、隔離するのですが、うつっても1割位が発症することになります。発症をしていない子供達というのは、薬を飲めば、外に痰などを出ていかない限り、基本的にはうつらないです。
- 梅田教育長 その子供は1週間とか定期的に検査をするわけですか。
- 職務代理者
- 浅野委員 1週間ではないですが、薬を飲んだり、その間は、外来で検査されると思います。
- 高田教育長 お諮りいたします。議案第31号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。
- 梅田教育長 はい。
- 職務代理者
- 河埜内委員 はい。
- 浅野委員 はい。
- 市川委員 はい。
- 中秋委員 はい。
- 高田教育長 御異議なしと認めます。よって議案第31号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。続いて、議案第32号「竹原私立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則案について」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。
- 吉本課長 議案第32号「竹原私立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則案について」でございます。学校教育法施行規則の

一部改正に伴い、竹原市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則について、承認を求めるものでございます。学校教育法施行規則において、小学校、中学校及び特別支援学校小学部、中学部の教育課程における道徳が、特別の教科である道徳に改正されました。改正省令のうち、小学校及び特別支援学校小学部関係部分並びに改正後の小学校学習指導要領及び特別支援学校小学部、中学部学習指導要領のうち、小学部関係部分は平成30年4月1日から、改正省令のうち、中学校及び特別支援学校中学部関係部分並びに改正後の中学校学習指導要領及び特別支援学校小学校中学部学習指導要領のうち、中学部関係部分は、平成31年4月1日、要するに小学校関係は平成30年4月1日、中学校関係は来年度、平成31年4月1日から施行されるというものです。このことについて、竹原市立小学校及び義務教育学校前期課程について、平成30年4月1日から竹原市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正するものでございます。表の中に特別の教科道徳というのがあります。元々は道徳でしたが、小学校関係については、ここが特別の教科道徳に変わっております。中学校関係についても、自立活動、外国語活動、その上の特別の教科道徳という風に、これも元々道徳でしたが、特別の教科道徳に変わりましたので、こちらを変更していきます。新旧を並べて載せていますが、道徳というのが特別の道徳に変わっております。以上です。

○高田教育長 これより質疑に入ります。何か御質問はありますか。

○河埜内委員 庄野小学校の学校だよりを見ていたら、今年度、大乘小学校から転任された方が、道徳専門に従事するようになっていました。担任の先生が道徳をされるのではなく、専任の先生がされるという意味ですか。

○吉本課長 これは、今年度、道徳を充実させるということで、加配を1人、県からいただいているものです。あくまでTTとして、担任と一緒にやります。一緒にやっていくのですが、学校の道徳教育を、軸をつくって計画を立てて、それに沿ってやらせていくという役割になっている方です。

- 河埜内委員 その方は特別な研修等はあるのですか。
- 吉本課長 そうですね。やはり道徳については、特別の教科道徳に変わりましたので、この方も含めてなんですけど、市内でもいろいろな研修を、今年度来年度、どんどん組んでいくようになります。
- 梅田教育長
職務代理者 道徳から、特別の教科と付いた意味合いはなぜなのかということ、小学校が今年度、中学校が来年度と、1年間ずらした意味というのは何か理由があるのですか。
- 吉本課長 まずは小学校でスタートして、次に中学校へあがっていくというイメージで、だいたい1年でずらしていくようになっていきます。道徳を教科化したというところが大きなところで、今までは教科ではなかったのですが、算数、国語等の教科と同じように教科として扱っていくという風になります。ですから評価もあります。評価の仕方は、文書表記になってくるのですが、評価もきちんとしていくということになっています。
- 梅田教育長
職務代理者 評価していくというのは、道徳は特に個人の考え、思い方は千差万別です。先生の見方も考え方もいろいろだと思います。
- 吉本課長 私達が考えている評価とは少し違って、例えば、この子の考え方がこの学習によって、こういう風に変化をしましたとか、いろいろな子供たちの意見を聞く中で、この子の道徳性がこういう風に育っていきましたよというような評価になります。何が出来たか、何が出来ていないかという評価ではなく、この子が道徳的にどういうふう成長したか、という評価になっていきます。何が良い悪いではなくて、この子の成長を評価していくというようになります。
- 浅野委員 道徳は授業の時間は増えるのですか。
- 吉本課長 増えません。
- 梅田教育長
職務代理者 小学校の時間数を見ていたら、1年から6年まで、ずっと斜線が引かれていないということはあるということですよ。
- 吉本課長 そうですね。

- 梅田教育長
職務代理者 1年から6年まで、学年で時間数は違うかもしれませんが、1年から特別の教科道徳が年間授業として始まっていくわけですが、ちなみに1年が何時間くらいで、6年が何時間くらいの計画というのはありますか。
- 吉本課長 週1回、35時間です。
- 梅田教育長
職務代理者 1年も6年もですか。
- 吉本課長 はい。1年生は34時間です。
- 梅田教育長
職務代理者 道徳の授業は、公開授業で見たりしますが、結構聞いていて面白いですよね。
- 吉本課長 道徳は大変奥が深いので、子供たちによってもいろいろな意見が出て、子供たちのいろいろな意見が、また次に子供たちの変化に繋がるという意味では、大変面白いというか、表に見えるところもあるし、逆に言うと、見えにくい部分もあります。
- 梅田教育長
職務代理者 ちなみにそれはどういった部分ですか。
- 吉本課長 やはり、子供によっては、表現しない子も沢山います、だから今まで自分はこう思っていたけど、こういった心情が変わったと思っても、なかなか表現しない、表現できない子もいますので、そういうのを教員が読み取っていかないといけません。記述や、感想を書かせた記述等も含めて、いろいろな場面で意見を出させた場面を教員が読み取っていかないといけませんので、大変重たい、難しいというか、そういう意味では、算数、国語のように出来た出来ないではないので、評価は大変難しいですね。
- 梅田教育長
職務代理者 答えが無いですよ。
- 吉本課長 そうですね。
- 梅田教育長
職務代理者 人の性格が分からないような大人が結構多い時代ですので、こうやって人に意見を出させて、自分の価値観や考え方と違っていても、それが何年

か経って理解できるようになってくれればいいですね。

○高田教育長

道徳の教科化へ議論が走っていったのは、いじめが非常に多かったという国の動きにより、一気に拍車がかかりました。新しい学習要領が議論する道徳に言い方がどんどんされてまして、何かに気づいていく従来の道徳にとどまらず、やはり、子供同士が議論する、対話する、そうしながら友達のかえに気づいていたり、自分の今までここまでだったものが更に膨らんだり、高まったり、その議論というのは通常、学級の友達とか、中には自己との対話、自分自身との対話というのになると思うのですが、そういったところが重視されるので、学校公開等では、特に道徳が特別の教科道徳になっていくことでずいぶん変わっていくだろうと思うので、よく見ていただいて、お気づきの点をいただければと思います。また、評価というのは先生達も非常に気にしているといえますか、どうするのだろうか、一番勉強はしたいところだと思います。去年までは、私は教育センターにりましたが、道徳の講座というのは、教科になるので評価をどうするかというところで先生達も興味をお持ちです。研修の中でも、市でもやっていきますけれども、そのあたりが中心になっていくと思いますので、授業の中でよく見ていただければと思います。

○河埜内委員

表現できない子供もいるとおっしゃられていましたが、どこかの中学校の参観日で道徳だったときに、逆に中学生なものだから、人前で発表をするときはこういう表現をした方が正当評価されるけれども、本音は違うというようなことを書いていた子がいました。いわば、今風の忖度をちゃんとしているということで、私はびっくりしました。発表していない生徒は何を考えているか分からないかもしれないけれど、発表した子が必ずしも本音でないというのはあると思います。それをたまたま不思議だなと思って見たことがあるので、道徳は本当に難しいですね。よく子供が何かあったときに予兆はなかったとかありますよね。でも、どこかに潜在的に逆のかえをしている子もいる。だから、結構難しいと思います。中学生もそう

いう難しい時期ですよ。あからさまに言わなかったり、逆に自分を保護して言ったりもすると思います。

○梅田教育長 職務代理者 小学校はそうでもないけど、中学校になったらある程度、活発に議論が2つ3つぶつかる場合があり、中学生の純粋な素直な気持ちを聞いたときに、そういった見方もあるのだなとこちらがびっくりすることがあります。

○市川委員 特別の教科ですか、特別な教科ですか。それともどちらでも良いですか。

○吉本課長 特別の教科です。

○高田教育長 その他御質問ありませんか。

○梅田教育長 職務代理者 ちなみに35時間というのは、年間の授業時間も増えるのですか。

○吉本課長 増えません。週1回、35週です。

○梅田教育長 職務代理者 それでは今と同じですね。他の教科が減ることがあるのですか。

○吉本課長 増えることもありませんし、減ることもありません。

○高田教育長 お諮りいたします。議案第32号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

○梅田教育長 職務代理者 はい。

○河埜内委員 はい。

○浅野委員 はい。

○市川委員 はい。

○中秋委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって議案第32号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。続いて、報告・協議事項といたしまして、「学校施設の耐震診断結果の公表について」議題といたします。関係課長より報告をよろしくお願ひいたします。

○中川教育次長 本日お配りした「学校施設の耐震化の状況について」の資料を御覧くだ

兼 課 長 さい。毎年公表しております、学校施設の耐震化の診断結果でございますが、1枚目の2、学校施設の耐震化率ということで、義務教育学校吉名学園の開校に伴いまして、これまで吉名小学校が非耐震化の施設となっておりますが、これが解消されましたので、全ての小学校、中学校、義務教育学校において、耐震化率は100%となりました。これは平成30年4月1日現在ということでございます。それに伴いまして、今後例年どおり、各学校の耐震診断調査結果の公表をさせていただきますが、2ページ目の診断調査結果ということでは、基本的には、旧耐震基準のところをどう耐震化しているかというようなことで、こういった一覧表におきまして、既に旧耐震基準につきましては耐震補強済みという表示をしております。これはもう、23年度までの第2次診断以後、随時実施をしてきておりますので、表自体は基本的には変わっておりませんが、12番目の項目に吉名学園ということで、今御説明しましたように、結果として1枚目に戻りますけれども、全ての小中義務教育校で100%ということで、御承知置きいただければということで、御報告をさせていただきます。なお、幼稚園については引き続き0%ということではございますが、昨年度来、認定こども園の開設を伴うということで、今現在、平成32年度4月オープンを目指しておりますので、その平成32年4月1日現在では、教育委員会が所管する学校施設等の耐震化率は全て完了すると考えております。報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○高田教育長 これより質疑に入ります。何か御質問はありますか。

○梅田教育長 旧吉名小学校、旧忠海西小学校、旧忠海東小学校等々は、児童生徒はいませんが、校舎建物屋体はそのまま残っていますよね。これは倒壊した場合、問題になりませんか。

○中川教育次長 旧忠海西小学校、旧忠海東小学校は、新基準になっており、旧吉名小学校については旧耐震基準ということで、今御質問の趣旨からいきますと、吉名小学校の校舎については、我々は一般貸しする予定は今のところござ

いません。ただし、避難所であるとか、投票所であるとかということで旧忠海西小学校は投票所として活用されています。耐震については、心配はないのですが、施設の跡地活用という観点から、今現在グラウンドも含めて、校庭開放とか体育館も含めて、暫定的な利用をしていただいておりますので、今後、施設の跡地活用について、学校施設ではなくなっているのですが、未だ教育委員会が財産管理をしておりますので、その辺はまた折を見て御報告をさせていただければと思います。実際、庁内の中で、公共として福祉関係に転用するとか、公共から公共目的で転用するという部分は、調整を終えまして、まったくその予定は無いこととなっています。従いまして、今後は民間の活用案を、公募で決めようじゃないかということで、教育委員会の学校ではなくなったため、我々も非常に立ち位置が難しいですけれども、庁内で調整しております。一定には校庭開放の社会教育施設として一部利用されていますので、ナイター設備もあつたりとか、忠海で言うと、旧小学校にはナイター設備があるけれども、忠海学園にはナイター設備、夜間照明が無かつたりしますので、その社会教育を今後どうするかということも含めて、またお金のいる話になりますので、その調整は庁内で今させていただいております。なので、耐震化とは別の意味で、今後教育委員の皆様にも経過報告をさせていただければと思います。

○梅田教育長 旧吉名小学校の活用の可能性はあるのですか。

職務代理者

○中川教育次長 旧吉名小学校の場合は、投票所は公民館、避難所は体育館になっていま
兼 課 長 す。施設も昭和40年後半の建設で、部分的にきれいなところもあります。特に晩年放課後児童クラブで使っていた空き教室部分は、一定に内装くらいは変えています。今のところ、地域の集会、コミュニティ機能で使いたいといったお話があった場合は、できるだけ公民館でやってくださいというお話をしようと考えています。旧忠海西小学校は投票所、これについては、他に代替の施設が他には忠海は無い状態です。2千票近い有権者、皆

さんが来るとは限らないですが、その代替が無いということで、しばらくはそのスペースも含めて、投票所として使うことを前提に、民間の活用について、手を上げてはいただけませんかというようなことで庁内調整をしました。

○高田教育長 本定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。以上をもちまして平成30年第竹原市教育委員会会議定例会を閉会いたします。その他連絡事項があれば報告願います。

平成30年 4月26日 午後17時00分閉会